



埼玉県報

第467号
令和5年(2023年)
11月21日
火曜日

目次

告示

- 蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例第3条第1項第2号イに基づく知事が指定する県外の大学の告示（医療人材課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示（農業支援課）
- 県道さいたま菖蒲線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道上尾蓮田線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道さいたま菖蒲線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道上尾蓮田線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

蓮田市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所食品化学担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1

3 落札者を決定した日

令和5年10月3日

4 落札者の氏名及び住所

N T T ・ T C リース株式会社 東京都港区港南1丁目2番70号

5 落札金額

59,753,100円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年8月18日

告 示

埼玉県告示第千三百六十四号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第三条第一項第二号イの知事が指定する県外の大学を次のとおり指定したので、告示する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

指定した大学の名称

獨協医科大学

告示

埼玉県告示第千三百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンふじみ野

埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 西浦完司

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 外 計二者

（変更後） 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 西浦完司

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和五年四月一日

ニ 届出年月日

令和五年十一月十日

二 縦覧期間

令和五年十一月二十一日から令和六年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十一月二十一日から令和六年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千三百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ウエルシア新座野火止店

埼玉県新座市六丁目十六番十三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

（変更後）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中純一

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

（変更後）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中純一

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 変更年月日

令和五年三月一日

ニ 届出年月日

令和五年十一月十日

二 縦覧期間

令和五年十一月二十一日から令和六年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十一月二十一日から令和六年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ウエルシア新座野火止店

埼玉県新座市六丁目十六番十三号

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 総収容台数 二八台

（変更後）位置 図面省略 総収容台数 二八台

ハ 変更年月日

令和六年七月十一日

ニ 届出年月日

令和五年十一月十日

二 縦覧期間

令和五年十一月二十一日から令和六年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十一月二十一日から令和六年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百六十八号

令和五年六月から九月の高温・干ばつによる災害を令和五年十一月二十一日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

令和五年十一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

さいたま菖蒲線	路線名
上尾市大字平塚字西原八二九番二地先から同市大字平塚字八ツ山八七四番一 地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	供用開始の区間
令和五年十一月二十一日	供用開始の期日
平成十八年一月二十日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長四二〇・九〇メートル	備考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

上尾蓮田線	路線名
上尾市大字平塚字八ツ山八五八番四地先から同市大字平塚字谷津下九四三番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	供用開始の区間
令和五年十一月二十一日	供用開始の期日
平成十八年一月二十日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長二四五・三〇メートル	備考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

路線名	さいたま菫蒲線
供用開始の区間	上尾市大字原市字七番耕地一三三三番七地先から同市大字平塚字八ツ山八四六番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和五年十一月二十三日 午後三時
備考	平成二十二年三月十二日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路区域新Bの一部供用開始である。 延長八七一・九〇メートル

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>路線名</p>	<p>上尾蓮田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>上尾市大字原市字八番耕地一四二二番五六地先から同市大字平塚字八ツ山八四八番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十一月二十一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和三年十月一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号及び令和五年二月十四日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長一四一・二〇メートル</p>

告 示

埼玉県選挙管告示第七十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年十一月二十二日 午後四時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する決定取消請求事件について

イ その他